

次の各号の一に該当するものは、有効な開口部とみなす。

(1) シャッターのみの場合

- ① 軽量バランスシャッター
- ② 非常用電源を要する電動シャッター（参考 設備設計）
- ③ 排煙に有効な開口部を有するシャッター

(2) 排煙口の内側又は外側にシャッターがある場合

- ① 排煙に有効な開口部を有するシャッター

解 説 等

関係条文

参 考

基本的に、廊下は、自然排煙又は機械排煙の排煙設備を設置すること。また、廊下を「室」と捉え、平成 12 年建告第 1436 号の適用も認める。（廊下の一部を廊下以外の用途に利用するなど、火災の発生のおそれがあるとみなされるものは同告示が適用されず、排煙設備の設置が必要となる。）

ただし、平成 12 年建告第 1436 号の第 4 号二（2）を適用する目的で、避難経路（廊下等）を戸又は扉により 100 m²区画することについては、下記の理由により避難上不適当であるため、認めない。

- （イ） 避難方向の視覚的明確性を損なうおそれがある。
- （ロ） 戸又は扉が物理的障害または滞留の原因となり、円滑な初期避難の障害となるおそれがある。
ただし、建物の用途により管理上必要と認められる扉については、この限りでない。

また、避難安全検証法の適用範囲でない「病院」等にあつては、避難上の弱者の避難経路となる廊下に上記の告示を適用することは認めない。

解 説 等

関係条文	
参 考	<ul style="list-style-type: none">・平成 12 年建告第 1436 号・防火避難規定 28-4) [P83]、35-3) [P102]・平成 30 年度日本建築行政会議全国会議 防災部会

3. 避難上の弱者の避難経路となる廊下と居室の相互間の防煙区画 について

H21.4.1 作成
H25.4.20 改正

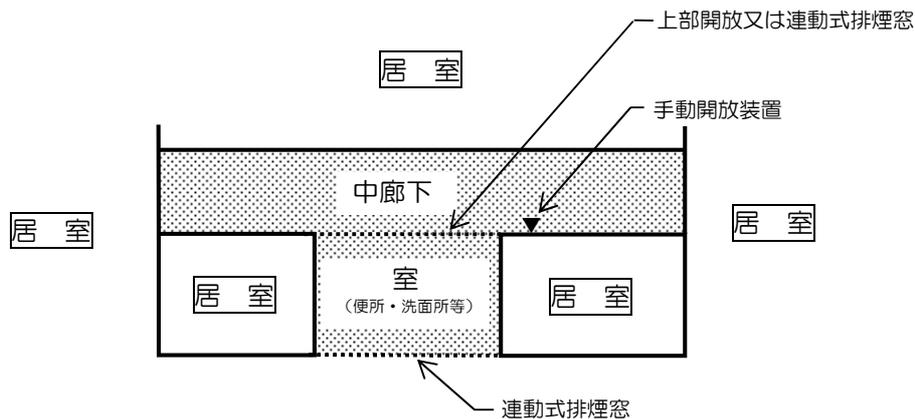
「病院」等の用途で、避難上の弱者の避難経路となることが予測される廊下については、避難上の観点から廊下と居室を別の防煙区画とすることが望ましい。

解 説 等

関係条文

参 考

- (1) 火災の恐れが少ない便所・洗面所等の室で、中廊下との間の天井面に建具・垂れ壁・ガラリ等の区画がない、又は連動式排煙窓の設置があれば、[中廊下+室] で排煙計算をしてよい。
- (2) 開放装置を設置する場所は、廊下内とする。
- (3) 横引き風道（ダクト）等での自然排煙計算をしてはならない。



※ 連動式排煙窓は、廊下側の手動開放装置により、中廊下と屋外の排煙窓が同時に開放する構造とする。

解 説 等

関係条文	
参 考	

5. 令第126条の2第1項ただし書き第4号（機械製作工場等） について

H21.4.1 作成
H30.5.1 改正

防火避難規定 24-3) に準じることとするが、次のような形態の工場の場合は、当該ただし書き第4号を適用することは望ましくない。

- ① 天井が高くなく、気積が少ない。（蓄煙効果が期待できないため。）
- ② 小間仕切り壁がある。
- ③ 危険物等の保管場所が区画されていない。

解 説 等

令第126条の2第1項第4号の機械製作工場は、屋内的空間に比べ作業員が少なく、仮に出火したとしても火災が拡大せず、避難や初期消火に支障のないことを前提としている。

そのため、機械製作工場に設置又は保管される機械・材料等のほとんどが、不燃材料で造られているか、覆われていることが必要である。

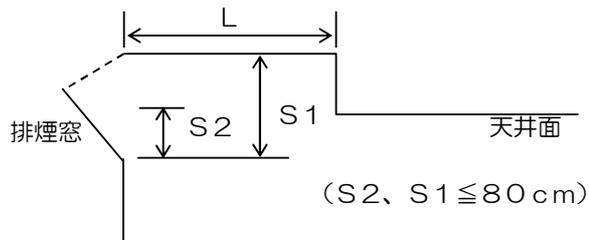
関係条文

参 考 防火避難規定 24-3) [P70]

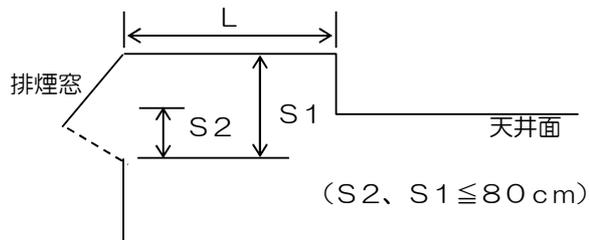
下図のとおり取り扱いとする。

- $L \geq 80 \text{ cm}$ の場合 排煙有効高さ = $S1$
- $L < 80 \text{ cm}$ の場合 排煙有効高さ = $S2$

(例1)



(例2)



解 説 等

関係条文

参 考

高さ 31m 以下の建築物の部分（法別表第 1（い）欄に掲げる用途の部分に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地下に存する部分を除く。）で、室及び居室に対する告示の適用は、設備指針 4-13 に準じることとし、以下の条件を付加して適用する。

- (1) 「壁及び天井の室内に面する部分」とは、天井、壁（床からの高さが 1.2m 以下の部分を含める。）部分とし、「その下地」については、野縁、野縁受け、間柱及び胴縁までを含めた部分とする。
- (2) 準不燃仕上げ及び不燃仕上げとする部分が令第 126 条の 3 第 1 号の防煙区画となる場合、上記（1）の壁等の適用において壁の部分については、令第 126 条の 2 第 1 項の防煙壁による。

解 説 等

平成 12 年建告第 1436 号第 4 号 (二) の規定については、室又は居室の仕上げ等を内装制限することによって、他の部分へ煙を伝播させないことをもって、排煙設備の設置を緩和するものである。

「その下地」については、仕上げの下地材として使うボード類のみではなく、壁ではそのボード類をとりつける間柱や胴縁まで、天井ではつり木や野縁までを含めた部分を下地とする。

関係条文	令第 126 条の 2
------	-------------

参 考	<ul style="list-style-type: none">・平成 12 年建告第 1436 号・設備指針 4-13 [P103]・質疑応答集：法第 35 条関係「防煙区画の設置」
-----	--

防煙区画を構成する防煙壁は、次のとおり取り扱う。

防煙壁の種類

- ① 間仕切壁
- ② 天井から 50cm 以上下方に突出した垂れ壁
- ③ その他①又は②と同等以上に煙の流動を防げる効力のあるもの（可動防煙垂れ壁等）

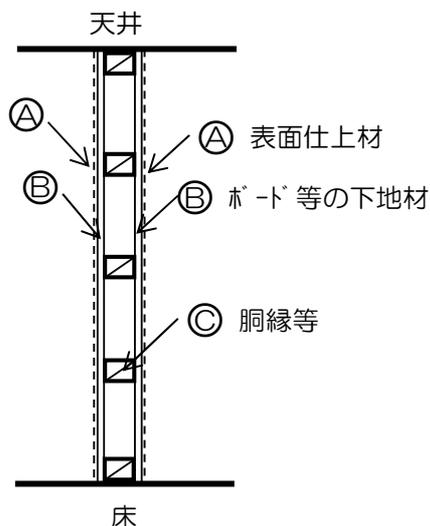
防煙壁の材質

上記①から③までのいずれかに該当するもので、不燃材料で造り、又は覆われたもの

【区画の例】

〔防煙間仕切りの例〕

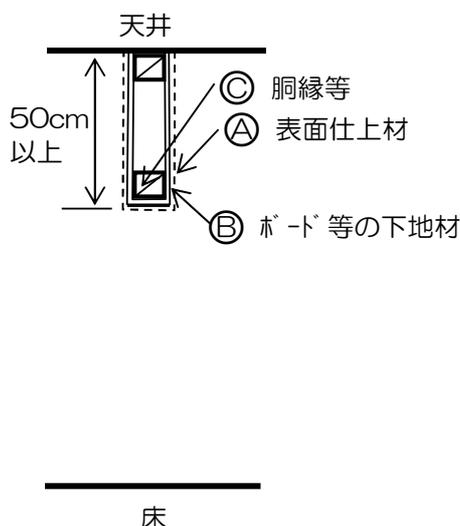
不燃材料で覆われた
間仕切壁



Ⓐの材料を不燃材料とする。
ただし、クロス貼や塗料塗装仕上げ等で、下地込みの不燃認定等となっている場合は、Ⓑの材料はそれに応じたものとする。

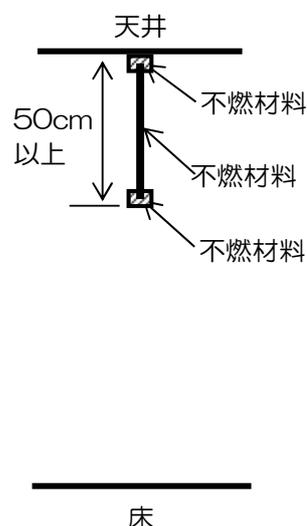
〔防煙垂れ壁の例〕

不燃材料で覆われた
垂れ壁



左記と同様に取り扱う。
※下面及び側面を不燃材料で覆わなければならない。

不燃材料で造られた
垂れ壁



解 説 等

防煙区画については、令第 126 条の 3 第 1 号の規定により床面積 500 m²以内ごとに「防煙壁」で区画することになっている。

「防煙壁」については、令第 126 条の 2 第 1 項に規定されており、その取り扱いを明確にするもの。
防煙壁①から③に該当するもので「不燃材料で造り」とは、Ⓐ、Ⓑ及びⒸを不燃材料とするもの。

関係条文 令第 126 条の 2 第 1 項

参 考 質疑応答集：法第 35 条関係「防煙区画の設置」
建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）P186 質問と回答 番号61